

岡山県版図柄ナンバープレートデザイン案募集要項

1 趣旨

岡山県（以下「県」という。）では、地域振興及び観光振興を目的とした図柄ナンバープレート（地方版）の導入を検討している。このため、県の自然、歴史、文化、名所等の魅力を表現し、イメージ向上及び地域活性化につながり、また、県民に広く親しまれ、愛着を持って使用される岡山県らしい図柄デザインを広く募集するものである。

応募されたデザインは、県が設置した岡山県みんなで作る図柄ナンバー会議（以下、「ナンバー会議」という。）による審査、県民アンケート等を実施した上で、岡山県版の図柄ナンバープレートとして国へ提案する。

2 図柄ナンバープレート（地方版）制度の概要

図柄ナンバープレート（地方版）は、“走る広告塔”として、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的に、平成30年10月1日から交付が開始された。図柄ナンバープレートには、寄付金制度が導入されており、地域における交通改善、観光振興などの取組に活用されている。

（1）交付単位（都道府県単位の図柄の導入の場合）

- ・県の地理的範囲（岡山ナンバー及び倉敷ナンバー）を単位とし、登録自動車（自家用・事業用）及び軽自動車（自家用（貸渡等を除く））に交付される。

（2）交付主体

- ・国土交通省の指定する交付代行者

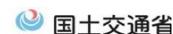
（3）ナンバープレートの種類・大きさ

- ・ナンバープレート（地方版）は、寄付金ありの1種類とする。（予定）
- ・大きさについて、登録自動車は大板及び中板、軽自動車は中板とする。

（4）図柄の種類

- ・図柄は都道府県毎に1種類とする。なお、デザインについて、フルカラーを基本とし、モノトーン基調とすることもできる。

図柄ナンバープレートの種類（例：図柄ナンバープレート(全国版)）



| 対象車種 | 登録自動車(自家用) | 登録自動車(事業用) | 軽自動車(自家用) |
|------------------------------|------------|------------|-----------|
| 通常の ナンバー プレート | | | |
| (改定予定) 図柄 ナンバー プレート | 寄付金あり | | |

なお、既存の図柄ナンバープレートについては、次の国土交通省ホームページより確認できる。

3 応募期間

令和8年4月15日（水）～5月31日（日）まで（必着）

※上記期間以外での応募は受け付けない。

4 応募者の資格

日本在住（少なくとも、デザイン案を応募する日から後述する選考結果が発表される時期までの間）の個人

5 デザイン案の条件

デザイン案は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 次の図柄テーマをモチーフにしたデザイン案であり、岡山県の地域振興及び観光振興に資するものであること。なお、選択するテーマ数に上限は設けず、複数のテーマを組み合わせてデザインすることも可能とする。

- ・ 桃太郎に関するもの
- ・ フルーツに関するもの
- ・ 晴れの国おかやまに関するもの
- ・ スポーツチームに関するもの
- ・ 自然・歴史・文化・名所に関するもの

(2) 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- ・ ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること。
- ・ 自動車登録番号の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1号様式を変更するものでないこと。
- ・ 製造工程上の技術的な制約を回避できるものであること。

(3) 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的または美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）。
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするもの（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。
- ・ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
- ・ 他者の権利（商標登録など）を侵すもの。
- ・ 図柄ナンバープレート（全国版）又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート（地方版）と同一のデザイン（既に交付が終了しているものを除く。）。
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

(4) 応募者が特定できる情報が入っていないものであること。

(5) デザイン案は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切

- の権利を侵害しない未発表かつ自作のものであること。
(6) AI（人工知能）による生成作品でないこと。

6 デザイン案の応募数

応募数に制限は設けない。複数応募する場合は、デザイン案ごとに提出すること。

7 デザイン案の作成方法

デザイン案は、手書きまたはデジタルデータにより作成するものとし、デザイン案の作成にあたっては、別紙「岡山県版図柄ナンバープレートデザイン案の作成について」を確認すること。なお、指定様式を岡山県ホームページ（URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/1024906.html>）からダウンロードして作成すること。

8 提出物

応募デザイン1案につき、下表のデータを提出すること。また、ファイル名は下表のとおりとすること。複数のデザイン案を提出する場合、応募者氏名の後に番号を付けること。

手書き等でデザイン案を作成した場合も PDF 形式でデータを提出することとし、郵送での応募は受け付けない。

審査を経て、第1次審査を通過したものについては、Adobe 社 Illustrator[バージョン CS~CC]の、編集可能なデータファイル(.ai 形式)を提出すること。なお、データファイル(.ai 形式)を提出できない場合、デザイン案に基づき県がデータファイルを作成するものとする。

| 提出物 | ファイル名 |
|--------------|--|
| PDF 形式のデザイン案 | 提出日_応募者氏名.pdf 例：20260415_岡山太郎 20260415_岡山太郎② |

9 提出方法

原則、岡山県電子申請サービスによる提出とする。なお、複数のデザイン案を提出する場合は、1案ずつ提出すること。

また、データ送信時の事故・不可抗力による問題について、県は一切の責任を負わない。



10 提出先

岡山県電子申請サービス

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay

手続き名「岡山県版図柄ナンバープレートデザイン案応募フォーム」

11 選考方法

次のとおり審査を実施する。

(1) 1次審査

ナンバー会議による審査、選考により、応募されたデザイン案の中から、

5案程度を2次審査の対象とする。

(2) 2次審査

1次審査を通過したデザイン案について、県民アンケートを実施する。

(3) 最終審査

ナンバー会議において、県民アンケートの結果を踏まえた最終審査、選考を行い、1案を選出する。

12 結果発表

令和8年9月下旬頃（予定）

13 賞金等

賞金は、消費税及び地方消費税込みの次の金額とする。なお、賞金が源泉徴収の対象となる場合、源泉所得税、復興特別所得税を控除した金額を支払うこととし、その際には、マイナンバーの提出を賞金贈呈の条件とする。また、未成年者が受賞した際の受領については、親権者等法定代理人の同意書が必要となる。

(1) 最優秀賞（1作品） 賞金 10万円

(2) 優秀賞（4作品程度） 賞金 2万円

14 応募にあたっての留意事項

(1) 応募にあたって

- ・応募の手続きは、日本語で行う。
- ・応募に要する費用は、すべて応募者負担とする。
- ・未成年者が応募する場合、応募にあたり、親権者等法定代理人の同意を得て応募すること。
- ・提出物は、いかなる場合も返却しない。
- ・デザイン案提出後の修正は認めない。
- ・本募集への応募に関連して応募者に生じた直接的または間接的な損失・損害について、県は一切の責任を負わない。

(2) 知的財産権等について

- ・応募されたすべてのデザイン案に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定される権利を含む。）、その他の知的財産権、所有権等一切の権利は県に帰属する。また、応募者は採用作品に関して著作者人格権を行使しない。
- ・デザイン案について、法令違反があると県が判断した場合や、本募集要項等に違反する事実や応募内容に虚偽が判明した場合には、結果公表後であっても受賞等を取り消す場合がある。この場合、賞金及び県が受けた損害金の返還を請求することがある。
- ・第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するおそれがある作品、又はその疑いがある作品については、審査対象外とし、結果公表後であっても受賞等を取り消す場合がある。
- ・応募者または県と第三者間における権利侵害その他の紛争について、県は一切の責任を負わず、応募者の責任と負担において解決すること。
- ・応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報等）は、著作権の確認のため、これらの情報の提出を求める場合がある

- ことから、破棄せずに必ず保管すること。
- ・デザイン案は、県民アンケートの実施にあたり、リーフレットやポスター等の印刷物、ホームページ等で広く使用する。
 - ・すべてのデザイン案について、県及び県が指定する者は、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとする。
- (3) 個人情報の取扱いについて
- ・応募者の個人情報については、応募や審査に関する連絡、その他審査事務に必要な範囲のみで使用する。また、国その他審査事務に関わる第三者に必要な範囲で提供することがある。
- (4) デザイン案の補作・修正等について
- ・2次審査の前に、視認性の確保等の観点から、修正を依頼する場合がある。
 - ・手書きによるデザイン案で、一次審査を通過した作品については、2次審査の前に、県において必要に応じて修正及びデータ化を行う。なお、データ化の過程において、原案のデザインやイラストの細部が、必ずしも忠実に再現されない場合がある。
 - ・提案デザインは、県または国が補作・修正する場合がある。
- (5) 結果の公表について
- ・結果の公表は、県のホームページ等を通じて行う。
 - ・審査内容、結果等について、個別の問い合わせには応じない。
 - ・審査を通過したデザイン案について、応募者の氏名等を公表するかどうかについては、本人等と相談の上、対応する。
- (6) 広報活動への協力依頼について
- ・提案デザインの応募者には、図柄ナンバープレートの広報活動等への協力を依頼することがある。
- (7) 準拠法及び管轄裁判所について
- ・応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本国の法令に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、岡山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (8) 募集要項の変更等について
- ・募集要項に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、県及び国の判断により、変更または追加することがある。この場合、すでに応募した応募者であってこれに同意できない者は、その応募を撤回することができるが、応募に要した費用、その他の損失・損害には応じない。

15 問い合わせ先

岡山県県民生活部交通政策課

電子メールアドレス：kotsuseisaku-suishin@pref.okayama.lg.jp

※問い合わせは、電子メールのみとする。内容によっては、返答までに時間を要する場合がある。